

西条市地域防災計画の修正概要について

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 14 項に基づき、市長が会長を務める西条市防災会議において作成が義務付けられており、西条市の地域に係る国及び県の機関、公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画改訂の経緯

平成 26 年度の本計画改訂以後、広島土砂災害や熊本地震等災害が発生しており、これら災害の教訓をもとに国による災害対策基本法の改正、また県においても県地域防災計画が修正されている。本市においても、国・県の修正・変更内容を踏まえるとともに昨年 7 月豪雨災害等の教訓や地域の実情を反映した地域防災計画に修正する。

3 計画修正の概要

(1) 国防災基本計画及び県地域防災計画の修正、災害対策基本法等の改正内容の反映

- ① 国防災基本計画及び県地域防災計画の修正部分の反映
 - ・ 広島土砂災害、熊本地震等を踏まえた備蓄、受援体制の構築
- ② 災害対策基本法の改正内容の反映
 - ・ 被害を軽減するための企業など事業者の役割
 - ・ 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
〔沿道での車両保管場所確保等の土地の一時使用〕
〔関係機関、道路管理課間の連携・調整〕
- ③ 水防法の改正に対応
 - ・ 洪水に係る浸水想定区域の見直しと浸水区域の水深及び浸水継続時間の公表（本年度作成中の市洪水ハザードマップと連動）
- ④ 土砂災害防止法の改正内容の反映
 - ・ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施

④ 避難勧告等の文言の見直し

(変更前)

(変更後)

避難準備情報 → 避難準備・高齢者等避難開始

避難指示 → 避難指示（緊急）

⑤ その他

- ・ 国土強靱化の基本目標を反映
- ・ えひめ震災対策アクションプランとの整合性の確保
- ・ 愛媛県広域防災活動要領との整合性の確保
- ・ 仮設住宅設置計画との整合性の確保
- ・ 愛媛県災害廃棄物処理計との整合性の確保
- ・ 愛媛県災害時動物救護活動ガイドラインとの整合性の確保
- ・ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FOCE）の派遣を追加
- ・ 消防庁「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用を追加
- ・ 県ドクターヘリ運用開始による記載の追加等

(2) 西条市防災対策の反映

① 市内ダム異常洪水時防災操作を避難指示（緊急）の判断基準に追加

② 市水防計画との整合性の確保

③ 避難勧告等に関するマニュアルの作成

④ その他

- ・ 市防災行政無線や IP 告知放送等整備に伴う記載の追加等

(3) その他

- ・ 組織改編による担当部局及び役職の修正
- ・ 語句・数値等の時点修正等